

十和田市分別収集計画 (第9期)

令和元年5月

十和田市

目 次

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 基本的方向 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 対象品目 | 1 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) | 1 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 7 | 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 2 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) | 3 |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 | 4 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) | 4 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) | 5 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 5 |

十和田市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ十和田地域広域事務組合が現有する最終処分場については、焼却灰の再生利用により最終処分量の削減を図っている。

今後現状の埋立量で推移すると埋立可能年数は49年前後（令和元年5月現在十和田地域広域事務組合）と推定されているが、可能な限り延命化を図る必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

市民・事業者・行政が一体となった容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進し、協働により循環型社会の構築を目指すものである。

収集運搬・中間処理は、十和田地域広域事務組合で行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

| | 令和2年度 (2020) | 3年度 (2021) | 4年度 (2022) | 5年度 (2023) | 6年度 (2024) |
|---------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 容器包装廃棄物 | 1,354.4 t | 1,338.0 t | 1,321.5 t | 1,305.3 t | 1,287.2 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、行政、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・市の広報や出前講座制度等を通じて、容器包装廃棄物の3Rの推進に関する普及啓発活動を積極的に推進していく。

- ・廃棄物減量等推進員と行政が協働で取り組みを進め、適切な分別とリサイクル活動を推進する。

- ・市内の各幼稚園・保育園で幼児向け資源ごみリサイクル教室や市民対象の出前講座を開催し、幼児期から大人まで、循環型社会形成に対する意識向上を図る。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、十和田地域広域事務組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集にかかる分別の区分 |
|---|-----------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 缶 |
| 主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ガラスびん |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。） | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| 主として紙製の容器であって上記以外のもの | 飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主としてスチール製の容器 | 92.2 t | | 91.1 t | | 89.9 t | | 88.8 t | | 87.6 t | |
| 主としてアルミ製の容器 | 86.7 t | | 85.7 t | | 84.6 t | | 83.6 t | | 82.4 t | |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| 無色のガラス製容器 | 153.1 t | | 151.2 t | | 149.4 t | | 147.5 t | | 145.5 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 153.1 t | 0.0 t | 151.2 t | 0.0 t | 149.4 t | 0.0 t | 147.5 t | 0.0 t | 145.5 t | 0.0 t |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| 茶色のガラス製容器 | 210.3 t | | 207.8 t | | 205.2 t | | 202.7 t | | 199.9 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 210.3 t | 0.0 t | 207.8 t | 0.0 t | 205.2 t | 0.0 t | 202.7 t | 0.0 t | 199.9 t | 0.0 t |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| その他のガラス製容器 | 169.1 t | | 167.1 t | | 165.0 t | | 163.0 t | | 160.7 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 169.1 t | 0.0 t | 167.1 t | 0.0 t | 165.0 t | 0.0 t | 163.0 t | 0.0 t | 160.7 t | 0.0 t |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 2.0 t | | 1.9 t | | 1.9 t | | 1.9 t | | 1.9 t | |
| 主として段ボール製の容器 | 165.6 t | | 163.6 t | | 161.6 t | | 159.6 t | | 157.4 t | |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | 35.0 t | | 34.5 t | | 34.1 t | | 33.7 t | | 33.2 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 35.0 t | 0.0 t | 34.5 t | 0.0 t | 34.1 t | 0.0 t | 33.7 t | 0.0 t | 33.2 t | 0.0 t |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするもの | 125.1 t | | 123.6 t | | 122.0 t | | 120.5 t | | 118.9 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 125.1 t | 0.0 t | 123.6 t | 0.0 t | 122.0 t | 0.0 t | 120.5 t | 0.0 t | 118.9 t | 0.0 t |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 165.1 t | | 163.1 t | | 161.1 t | | 159.1 t | | 156.9 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 165.1 t | 0.0 t | 163.1 t | 0.0 t | 161.1 t | 0.0 t | 159.1 t | 0.0 t | 156.9 t | 0.0 t |
| | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| (うち白色トレイ) | 0.0 t | |
| | (引渡額) | (独自処理額) |
| | 0.0 t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

算定に当たり、直近年度の分別基準適合物等の収集実績は平成30年度の実績量とした。

また、人口変動率は、住民基本台帳に基づく十和田市の人口（平成30年9月30日政策財政課発表）の将来推計より、次のとおり設定した。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 将来推計人口 | 60,311 人 | 59,580 人 | 58,848 人 | 58,123 人 | 57,323 人 |
| 人口変動率 | 97.6 % | 96.5 % | 95.3 % | 94.1 % | 92.8 % |

※人口変動率は将来推計人口と平成30年9月30日現在の人口で比較した率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会及び町内会等の団体による資源集団回収が進んでいる缶類・びん類及び紙類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるように支援する。

収集・運搬・選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

| 分別収集する容器包装の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬の段階 | 選別・保管等の段階 |
|------------------|-----------------|------------------|--------------------------|
| スチール製容器 | 缶 | 委託業者による 指定日回収 | 再生業者の事業場 で選別・保管 |
| アルミ製容器 | | | |
| 無色のガラス製容器 | ガラスびん | 委託業者による 指定日回収 | 組合の施設で 選別・保管 |
| 茶色のガラス製容器 | | | |
| その他のガラス製容器 | | | |
| 飲料用紙製容器 | 紙パック | 委託業者による 指定日回収 | 委託再生業者 の事業場で 選別・保管 |
| 段ボール製容器 | 段ボール | | |
| 上記以外の紙製容器包装 | 紙製容器包装 | | |
| 飲料、しょうゆ等のPET製容器 | ペットボトル | 委託業者による 指定日回収 | 委託再生業者 の事業場で 選別・保管 |
| 上記以外のプラスチック製容器包装 | プラスチック製容器 包装 | | |

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、容器包装廃棄物の缶については、再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管する。
 また、ガラスびんについては、十和田地域広域事務組合のストックヤードで選別し、保管する。
 ペットボトル・プラスチック製容器包装及び紙製容器包装は、委託再生事業者の事業場で圧縮・梱包保管する。

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

| 分別収集する容器包装の種類 | 収集に係る分別の区分 | 排出方法 | 収集車 | 中間処理・保管施設 |
|------------------|-------------|-----------|----------------|----------------------|
| スチール製容器 | 缶 | 指定袋 | パッカー車 | 再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管 |
| アルミ製容器 | | | | |
| 無色のガラス製容器 | ガラスびん | 指定袋 | パッカー車 | 手選別3色分別（ストックヤード） |
| 茶色のガラス製容器 | | | | |
| その他のガラス製容器 | | | | |
| 飲料用紙製容器 | 紙パック | ひもで十文字に縛る | パッカー車 平ボディ車 | 委託再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管 |
| 段ボール製容器 | 段ボール | | | |
| 上記以外の紙製容器包装 | 紙製容器包装 | 指定袋 | パッカー車 | |
| 飲料、しょうゆ等のPET製容器 | ペットボトル | 指定袋 | パッカー車 | 委託再生事業者の事業場で選別・圧縮・保管 |
| 上記以外のプラスチック製容器包装 | プラスチック製容器包装 | | | |

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・行政と市民のパイプ役として各町内会長にごみ減量等推進員を委嘱し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。
- ・子供会・町内会、PTAなどの団体が行う、資源集団回収事業を促進するため、奨励金の交付を行う。
- ・小学生が行う雑紙の回収に県と連携して取り組み、分別強化の周知を図る。
- ・学識経験者、各種団体の代表者で組織した生活環境保全審議会で、一般廃棄物の減量、リサイクルの促進等、市環境行政に関する重要事項を審議する。

第9期 分別収集計画

〒 034-8615 十和田市西十二番町6-1

十和田市 民生部 まちづくり支援課

電話 0176-51-6726 FAX 0176-22-6299